

常統的公示第 1 号
2 8 . 5 . 1 8
一部改正 常統的公示第 2 2 号
5 . 3 . 1

防衛装備庁陸上装備研究所が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁陸上装備研究所
総務課長 堀 博

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、別添の契約希望申請書により申し込みに必要な書類を添付して、分任支出負担行為担当官防衛装備庁陸上装備研究所総務課長あてにご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 7 号）第 2 条の 2 又は武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの（開発に係る試作請負業務（研究試作を除く。）において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注さ

れる契約を除く。)で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合

キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

添付書類：対象契約一覧表
契約希望申請書

新規参入の申し込みに必要となる提出資料（掲載番号56、59、68～69）

- 1 資格審査結果通知書（写し）
- 2 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 3 体制等を証明する資料
- 4 作業従事者名簿

新規参入の申し込みに必要となる提出資料（掲載番号57、58、60～61、65～67、70）

- 1 資格審査結果通知書（写し）
- 2 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 3 体制等を証明する資料
- 4 下請（予定）企業一覧表（上記2～3項を満たしていること。）

対 象 契 約 一 覧 表

番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
56	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の性能確認試験のための技術支援(その1)	カ	4.3.11	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる水際障害処理装置(地雷原処理装置)の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	防衛装備庁 陸上装備研究所 総務課調達係 ・問合せ先 042-752-2941 内線:230～235
57	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の性能確認試験のための試験準備・撤収役務(その1)	カ	4.3.11	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる水際障害処理装置(地雷原処理装置)の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	
58	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の性能確認試験のためのデータ整理・解析役務	カ	4.3.11	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる水際障害処理装置(地雷原処理装置)の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	
59	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の性能確認試験のための技術支援(その2)	カ	4.3.11	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる水際障害処理装置(地雷原処理装置)の処理索の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	
60	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の性能確認試験のための不発弾処理支援役務	カ	4.5.30	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる水際障害処理装置(地雷原処理装置)の処理索の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	
61	フィンランド共和国Patria Land Oy社製のAMV _{XP} 8×8車両本体、補用品、予備品、付属品、特殊工具、試験器材、サービス及び図書類の輸入に係る契約	ウ	4.5.30	フィンランド共和国Patria Land Oy社製のAMV _{XP} 8×8車両本体、補用品、予備品、付属品、特殊工具、試験器材、サービス及び図書類の販売に必要な輸入代理権をPatria Land Oy社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
65	応急装甲化技術の性能確認試験に係る準備役務	カ	4.9.2	応急装着付加装甲の試作請負契約での成果を継承し、当該調達に必要となる応急装着付加装甲の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	
66	応急装甲化技術の性能確認試験のうち耐弾時安定性確認試験に係る準備・補助・撤収作業	カ	4.9.29	応急装着付加装甲の試作請負契約での成果を継承し、当該調達に必要となる応急装着付加装甲の構造、機能、性能に関する知識及び取扱技術を有すること。	
67	滑走型車両上陸シミュレーション性能確認試験のための実車の時系列操作データによる実時間シミュレーション操作機能作成役務	カ	4.10.20	車両用多種環境シミュレータの試作請負契約での成果を継承し、当該調達に必要となる車両用多種環境シミュレータの機能、性能に関する知識及び操作、運用に関する技術を有すること。	
68	将来水陸両用技術の性能確認試験のうち陸上・水際機動試験の技術支援(その1)	カ	4.10.21	将来水陸両用技術の実証装置の研究試作契約での成果を継承し、実証装置の構造に関する知識及び取扱技術を有していること。	

番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
69	将来水陸両用技術の性能確認試験のうち陸上・水際機動試験の技術支援(その2)	カ	4.10.21	将来水陸両用技術の実証装置の研究試作契約での成果を継承し、実証装置の機動性能に係るデータ計測に関する技術を有していること。	防衛装備庁 陸上装備研究所 総務課調達係 ・問合せ先 042-752-2941 内線:230～235
70	電磁加速装置の交換部品の製造	カ	4.12.7	電磁加速システムの研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な電磁加速システムの研究試作の設計に関する知識及び技術を有すること。	

契 約 希 望 申 請 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁陸上装備研究所
総務課長 堀 博 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

当社は、常続的公示第 号（ . . ）に掲載の、

掲 載 番 号：
該当する契約：

について、別添のとおり関係資料を添付しますので、契約相手方に指名されることを希望します。

添付書類： 1 資格審査結果通知書（写し）
 2 法的資格等の証明書
 3 技術的要件を満たしていることを証明する資料
 4 体制等を証明する資料
 5 下請（予定）企業一覧表（上記2～4項を満たしていること。）

契 約 希 望 申 請 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁陸上装備研究所
総務課長 堀 博 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

当社は、常続的公示第 号（ . . ）に掲載の、

掲 載 番 号：
該当する契約：

について、別添のとおり関係資料を添付しますので、契約相手方に指名されることを希望します。

- 添付書類：
- 1 資格審査結果通知書（写し）
 - 2 法的資格等の証明書
 - 3 技術的要件を満たしていることを証明する資料
 - 4 体制等を証明する資料
 - 5 作業従事者名簿